

# 仙台市図書館条例施行規則

昭和46年2月1日

仙台市教育委員会規則第12号

改正 昭和50年4月教委規則第4号、53年11月教委規則第10号、58年4月教委規則第7号、63年2月教委規則第10号、4月教委規則第21号、平成2年3月教委規則第6号、7月教委規則第16号、3年7月教委規則第12号、5年8月教委規則第16号、6年9月教委規則第9号、11年6月教委規則第12号、12年11月教委規則第19号、16年2月教委規則第2号、27年1月教委規則第1号、27年3月教委規則第4号、28年1月教委規則第1号、29年2月教委規則第1号、令和元年5月教委規則第1号、令和2年3月教委規則第8号、令和8年2月教委規則第1号  
(趣旨)

第1条 この規則は、仙台市図書館条例（昭和37年仙台市条例第26号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭63、2・平2、3改正)

## (事業)

第2条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館資料（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供すること
- (2) 読書案内及び調査相談に応ずること
- (3) 図書館資料を写真撮影及び複写に供すること
- (4) 読書会、研究会、講演会、映写会、鑑賞会、資料展示会等を開催し、及びその奨励を行うこと
- (5) 移動図書館、分室及びサービススポットの運営を行うこと
- (6) 図書館資料の相互貸借を行うこと
- (7) その他目的達成のため必要なこと

(昭58、4・平2、3・令2、3改正)

## (開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、仙台市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

区 分	開 館 時 間
仙台市民図書館	午前9時30分から午後8時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあつては、午前9時30分から午後6時まで）
仙台市榴岡図書館 仙台市宮城野図書館 仙台市広瀬図書館 仙台市若林図書館	午前9時30分から午後7時まで（土曜日、日曜日及び休日にあつては、午前9時30分から午後6時まで）
仙台市泉図書館 仙台市太白図書館	午前9時30分から午後7時まで（土曜日、日曜日及び休日にあつては、午前9時30分から午後5時まで）

2 分室及びサービススポットの開館時間は、別に定める。

(昭53、11・昭58、4・昭63、2・平2、3・平2、7・平3、7・平5、8・平6、9・平11、6・平12、11・平27、1・平28、1・平29、2・令元、5・令2、3・令8、2改正)

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日に開館することができる。

- (1) 月曜日 (休日に当たる日を除く。)
- (2) 休日の翌日 (土曜日、日曜日又は休日に当たる日を除く。)
- (3) 1月から11月までの毎月第4木曜日 (休日に当たる日を除く。)
- (4) 12月28日から翌年の1月4日までの日
- (5) その他教育委員会が必要と認める日

2 分室及びサービススポットの休館日は、別に定める。

(平12、11全改・平16、2改正・平27、3・令2、3改正)

第5条 削除 (昭50、4)

(入館の制限)

第6条 館長は、図書館を利用する者が管理上支障があると認められるときは、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

(平2、3改正)

(図書館資料の貸出し)

第7条 図書館資料の貸出しは、個人又は団体で別に定める登録の手続きを経たものに対し行う。

(平2、3改正)

第8条 図書館資料の貸出しは、図書館において行うほか、移動図書館、分室、サービススポット等により行う。

(平2、3・令2、3改正)

(貸出し等を禁ずる図書館資料)

第9条 図書館資料のうち館長が特に指定したものについては、貸出し、写真撮影又は複写を禁ずることができる。

(昭58、3改正)

(転貸の禁止)

第10条 貸出しを受けた図書館資料は、他に転貸してはならない。

(昭58、4・旧第11条繰上改正)

(貸出中の図書館資料の返還)

第11条 館長は、必要と認めた場合には、利用者に対し貸出中の図書館資料を返還させることができる。

(昭58、4・旧第12条繰上改正)

(未返納者に対する処置)

第12条 館長は、利用者が図書館資料の返納を怠り、又は督促しても返納しない場合には、以後その者に対し貸出しを禁ずることができる。

2 館長は、利用者が図書館資料を紛失又は汚損したときは、現品代納その他の弁償をさせる

ことができる。

(昭 58、4・旧第 13 条繰上改正)

(図書館資料の寄贈又は寄託)

第13条 図書館は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

- 2 図書館資料の寄託期間は、1年以内とする。ただし、館長が必要があると認めるときは、寄託者と協議の上寄託期間を延長することができる。

(昭 63、2 追加)

(図書館協議会)

第14条 仙台市図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長それぞれ1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を召集し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(昭 58、4 旧第 14 条繰上・昭 63、2 旧第 13 条繰下改正)

(会議)

第15条 協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は三月ごとに1回開くものとし、臨時会は会長が必要と認めたときに召集する。
- 3 会議は、委員半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

(昭 58、4 旧第 15 条繰上・昭 63、2 旧第 14 条繰下・平 12、11 改正)

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、市民図書館において処理する。

(昭 58、4 旧第 16 条繰上・昭 63、2 旧第 15 条繰下・平 2、3 改正)

(委任)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

(昭 58、4 旧第 17 条繰上・昭 63、2 旧第 16 条繰下改正)

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 仙市民図書館館則（昭和 37 年仙台市教育委員会規則第 7 号）
  - (2) 仙市民図書館協議会規則（昭和 37 年仙台市教育委員会規則第 8 号。以下「旧規則」という。）
- 3 この規則の施行の際、現に在任する旧規則の規定による協議会の委員長、副委員長及び委員は、この規則の規定による協議会の会長、副会長及び委員とみなす。
- 4 仙市民図書館の休館日は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 13 年 3 月 31 日までの間は、次のとおりとする。
  - (1) 月曜日（休日に当たる日を除く。）

- (2) 休日の翌日（日曜日又は休日に当たる場合は、その直後の日曜日又は休日でない日。）
- (3) 毎月末日

(平 12、11 追加)

附則（昭 5 0、4・改正）

この規則は、昭和 5 0 年 5 月 1 日から施行する。

附則（昭 5 3、1 1・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭 5 8、4・改正）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の表の改正規定は、昭和 58 年 4 月 3 0 日から施行する。

附則（昭 6 3、2・改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 6 3 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 泉市の編入の日前に、旧泉市図書館の管理に関する規則（昭和 6 1 年泉市教育委員会規則 第 7 号）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、改正後の仙台市図書館条例施行規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附則（昭 6 3、4・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平 2、3・改正）

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平 2、7・改正）

この規則は、平成 2 年 7 月 1 2 日から施行する。ただし、仙台市宮城野図書館に係る部分は、同月 1 8 日から施行する。

附則（平 3、7・改正）

この規則は、平成 3 年 7 月 7 日から施行する。

附則（平 5、8・改正）

この規則は、平成 5 年 9 月 2 8 日から施行する。

附則（平 6、9・改正）

この規則は、平成 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附則（平 1 1、6・改正）

この規則は、平成 1 1 年 7 月 1 日から施行する。ただし、仙台市太白図書館に係る部分は、同年 9 月 1 日から施行する。

附則（平 1 2、1 1・改正）

この規則は、平成 1 3 年 1 月 2 6 日から施行する。ただし、第 3 条の表の改正規定（仙台市榴岡図書館、仙台市泉図書館、仙台市宮城野図書館、仙台市広瀬図書館、仙台市若林図書館及び仙台市太白図書館に係る部分に限る。）並びに第 4 条の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附則（平 1 6、2・改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則(平27、1・改正)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平27、3・改正)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平28、1・改正)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則(平29、2・改正)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則(令元、5・改正)

この規則は、令和元年7月10日から施行する。

附則(令2、3・改正)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令8、2・改正)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。